

会 議 録

会議の名称	第5回茨木市こども育成支援会議
開催日時	平成26年4月26日（土） 午後2時00分～4時15分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
出席委員	岡本委員、奥本委員、木下委員、古賀委員、古座岩委員、敷知委員、城谷委員、下田平委員、高山委員、田中委員、平田委員、福田委員、前田委員、三角委員、宮武委員、米田委員（五十音順）
欠席委員	金山委員、鳥居委員、松藤委員（五十音順）
事務局	楚和副市長、佐藤こども育成部長、島本こども育成部次長兼学童保育課長、岡こども育成部次長兼こども政策課長、戸田こども政策課参事、東井こども政策課長代理、岡こども政策課給付支援係長、山本健康福祉部次長兼福祉指導監査課長、平林子育て支援課長、水嶋子育て支援総合センター所長、中井保育幼稚園課長、西川保育幼稚園課参事、小西保育幼稚園課参事、吉田保育幼稚園課長代理、柳生学童保育課参事、北達保健医療課長、小島青少年課長、小川学校教育推進課長、越智教育センター所長
案件	<ul style="list-style-type: none"> （1）茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書について （2）次世代育成支援に関するニーズ調査結果経年比較報告書について （3）子ども・子育て支援新制度チラシについて （4）各基準について
配布資料	<p>資料1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について</p> <p>資料2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について</p> <p>資料3 児童福祉審議会の担任する事務の追加について</p> <p>資料4 茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書</p> <p>資料5 次世代育成支援に関するニーズ調査結果経年比較報告書（就学前児童・小学生）</p> <p>資料6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について</p> <p>資料7 子ども・子育て支援新制度チラシ</p> <p>参考資料1_「女性」の労働力状態別20～39歳人口の割合</p> <p>参考資料2_子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK</p>

発 言 者	発 言 内 容
司 会 岡次長	<p>ご案内の時間になりましたので、ただ今から茨木市こども育成支援会議を開催いたします。本日は、大変ご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>まず、会議の開会にあたりまして、副市長 楚和からごあいさつ申し上げます。</p>
楚和副市長	<p>皆さん、ご苦勞さまでございます。会議にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。</p> <p>本日は、委員の皆様方には何かとご多用のところ、本会議に来ていただきまして誠にありがとうございます。本日は、次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告と教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準（案）、家庭的保育事業等の運営に関する基準（案）についてご審議をいただく予定です。委員の皆様方には多くの意見をいただきまして、この委員会を活発にしていきたいという思いを述べまして、ごあいさついたします。よろしくお願いいたします。</p>
司 会 岡次長	<p>次に、委員の交代のご報告をさせていただきます。茨木つどい連絡協議会から二関委員にご参加いただいておりますが、今回から新たに平田幸子委員にご参加いただきますのでご紹介いたします。</p>
平田委員	<p>茨木つどい連絡協議会の平田です。よろしくお願いいたします。</p>
司 会 岡次長	<p>ありがとうございます。本日の出席状況ですが、ご欠席の連絡をいただいておりますのが、松藤委員、金山委員、鳥居委員でございます。あと、敷知委員、木下委員につきましては、追ってご参加いただけるものとお聞きしております。いずれにしても半数以上の委員にご出席いただいておりますので、こども育成支援会議の条例規定によりまして会議は成立しております。</p> <p>なお、この後の会議の進行につきましては、条例の定めに基づいて福田会長にお願いしたいと思います。それでは会長、よろしくお願いいたします。</p>
福田会長	<p>どうも、皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。第5回目の茨木市こども育成支援会議、始めさせていただきたいと思います。まず、議案審議に入る前に、第4回こども育成支援会議の会議録の確認についてお願いしたいと思います。事前に事務局から各委員へ会議録（案）を送付させていただいたところ、平田委員より質問がありましたので、事務局より説明をお願いいたします。事務局、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 西川参事	<p>保育幼稚園課西川でございます。平田委員よりご質問を3点いただいておりますので、順次ご説明いたします。前回、事務局から配布させていただいた「資料2」をもとにご説明いたします。</p> <p>まず一つ目の質問ですが、第4回会議録の3ページにおいて、資料2の平成25年度にある幼稚園の吹き出し、右下の部分において、茨木市内の幼稚園に通う幼児の市内・市外在住別の内訳を説明いたしましたが、「この市内・市外在住別とは何を意味しているのか」ということと、「市内幼稚園の在籍数4,787人と市外幼稚園児687人を足したものなのか」ということの2点をご質問いただいております。</p> <p>まず、この市内・市外在住別につきましては、この表の吹き出しにおいて、市</p>

	<p>内在住分は「茨木市幼児」、市外在住分は、「茨木市幼児以外」と表現しております。この茨木市幼児とは、茨木市内の公私立幼稚園に就園されている本市在住の幼児を示しております。茨木市幼児以外とは、茨木市内の私立幼稚園に就園されている市外在住の幼児を表しているものでございます。</p> <p>なお、吹き出しにございます参考の市外幼稚園茨木市幼児の計 687 人は、茨木市以外の私立幼稚園に就園されている本市在住の幼児数を表すものでございます。</p> <p>二つ目にいただいている質問でございます。市外の幼稚園に就園する園児数 687 人、3 歳から 5 歳児の見込みはどのように補助金を算出されているのかということですが、市外の幼稚園に就園する園児数の実績及び見込み数につきましては、補助金として就園奨励費補助金等の事務に必要なことから、市内・市外の幼稚園に対しましても 5 月と 10 月に照会を掛けさせていただき把握をしているところでございます。</p> <p>次に最後の三つ目の質問でございます。市外の幼稚園、こども園に通わせる減少・増加傾向を茨木市としてどのように考えているのかということですが、市外の幼稚園に就園されている割合につきましては、平成 20 年度 10.8%をピークに減少が現在続いております。平成 25 年度実績では 8.2%となっております。</p> <p>なお、市外の幼稚園への就園につきましては、保護者のニーズ、教育方針、特色のある取り組み、通園距離やさまざまなサービス等により選択をされているものと考えております。以上でございます。</p>
福田会長	ありがとうございます。平田委員、いかがでしょうか。
平田委員	ありがとうございます。
福田会長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。平田委員のご質問以外に、追記、削除の指示はございませんでしたが、会議録につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p> <p>それでは、これをもちまして第 4 回目の会議録を確定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>次に、前回会議で質問があり宿題となっている、木下委員からの「市内在住の母親の就労状況について」、それから岡本委員からの計画骨子（案）に関する「子どもの最善の利益」の表記について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 東井課長代理	<p>こども政策課、東井です。皆さんお手元に事前配布させていただいた参考資料 1 をご覧ください。</p> <p>前回会議で調査結果報告の際に木下委員よりご質問がありました、市内在住の母親の就労状況についてでございます。母親に限定した調査の資料はございませんでしたが、平成 22 年度に実施をいたしました国勢調査から女性の労働力状態別 20～39 歳人口の割合を作成いたしました。</p> <p>20 代から 30 代の女性全体の傾向といたしまして、主に仕事の方が 48.3%、家</p>

事のほか仕事の方が9.3%、通学のかたわら仕事の方が2.4%、完全失業者の方が4.5%、家事の方が27.5%で、通学の方が5.1%、その他の方が2.8%となっているような状況です。その下に各年齢5歳区分別の状況も載せておりますので、ご確認いただけたらと思います。

続きまして、次世代育成支援行動計画第3期骨子のキャッチコピー、子どもの最善の利益が実現される社会を目指しての、この利益の表現に違和感があるという岡本委員からのご意見についてでございます。「子どもの最善の利益」という表現につきましては、前回の会議で会長のほうからもございましたが、子どもの権利条約において基本原則として掲げられておりまして、また、国の子ども・子育て支援法に基づく基本法指針におきまして、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という文章が記載されておりますことから、今回策定する本計画のキャッチコピーにつきましては、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指して」というタイトルにさせていただきたいと考えております。以上です。よろしく願いいたします。

福田会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

「子どもの最善の利益」の表現につきまして、私のほうから少し補足させていただきますと、この表現というのは、いわゆる児童の権利に関する条約、日本という子どもの権利条約が批准されてからよく使われる言葉になっております。

ちなみに権利条約では、日本は国連の子どもの権利委員会から子どもの養育状況、もしくはいろいろな制度についてチェックを受ける。チェックを受けて、いろいろ物申されて、「ああしなさい、こうしなさい」と言われているのですが、その第1番目に言われていることが、そもそも子どもの権利条約というものが社会に浸透していないのではないかということです。理念というものを大人が理解していないと、子どもは自分の権利というものを言うことができないのです。なので、まずはこれをしっかりやってくれ、と言われております。

ほかに特に特徴的なのは、この会議とは直接かかわらない部分ですけども、教育システムが過度に競争的だということもよく指摘されているところでございまして、ぜひこれを機会に委員の皆さん方も、子どもの最善の利益という表記というものが日本のみならず世界的に一つキーワードとなって子どもの福祉を考えていく根底になっているというところをくみ取っておいていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして議案の審議に入らせていただきたいと思っております。本日は、大きく分けると4つの案件がございまして、ここ数回、すべて審議ができなかったら次回にという形を取らせていただいておりますが、今日はぜひ各議案について、すべて審議させていただきたいと思っております。2時間しかございませんので、時間の配分等々にご協力いただければと思います。手短かに中身の濃い議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず一つ目の茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告に

	<p>ついて、事務局から説明をよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 東井課長代理</p>	<p>事前に配布させていただいております資料4のホッチキス留めの分厚い報告書の用意をお願いいたします。前回時間が足りずに、クロス集計資料につきましても説明ができておりませんが、クロス集計で特徴的な結果を、今回この報告書の中に反映しておりますので、この報告書に掲載したクロス集計についてのみ説明をさせていただきます。委員の皆様からは、この報告書と合わせまして、前回の会議で配布いたしました資料4、資料5の就学前・小学生のクロス集計集についてご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは資料4の9ページをお開きください。9ページの上段からです。希望する子育ての環境と家庭類型別のクロスの結果です。『ひとり親』では、「保育所に通わせたい」が31.8%、そして、四つほど左にいきまして、次いで「(歳)まで自宅で子育てをした後、幼稚園に通わせたい」が28.6%と高い割合を示しております。『フルタイム共働きの家庭』では、「(歳)まで自宅で子育てをした後、保育所に通わせたい」が37.9%、その右二つ目、次いで「保育所に通わせたい」が30.8%と高い割合を示しております。『フルタイム・パートタイム共働きの家庭』では、同率で「(歳)まで自宅で子育てをした後、幼稚園に通わせたい」と「保育所に通わせたい」が29.2%と最も高くなっております。『専業主婦(夫)の家庭』では「(歳)まで自宅で子育てをした後、幼稚園に通わせたい」が65.2%と最も高くなっているような状況です。</p> <p>次に、施設に通わせるまで自宅で子育てをする子どもの年齢と家庭類型別のクロスでございます。『フルタイム共働きの家庭』では、「1歳」が37.5%と最も高くなっていますが、次いで「3歳」が33.1%、その左「2歳」が23.5%と高い割合を示しております。それ以外の家庭類型では「3歳」が最も高くなっているような状況です。</p> <p>次に11ページをご覧ください。左側ですが、子育てや教育についての相談の有無と家庭類型別のクロスです。「気軽に相談できる人がいる／ある」が家庭類型にかかわらずすべて最も高くなっているような状況でございます。</p> <p>13ページをお開きください。左側の下段です。母親の就労状況と一緒に住んでいる人のクロスです。一緒に住んでいる人別に見ますと『父と母と一緒に住んでいる』『祖父が近所に住んでいる』『祖母が近所に住んでいる』『その他』では「パート・アルバイトなどで働いている家庭」が最も高くなっております。それ以外では「フルタイムで働いている」が最も高くなっているような状況が結果として出ております。</p> <p>次に47ページをご覧ください。上段の母親が子どもと一緒に過ごす時間が十分かと家庭類型別のクロスでございます。『ひとり親』では「十分だと思う」が28.8%と最も高くなっていますが、右側の「あまり十分だと思わない」が22.7%と「不十分だと思う」19.7%を合計いたしますと、42.4%の方が子どもと一緒に過ごす時間に満足していない結果となっております。『ひとり親』の下の『フルタイム共働き家庭』も同様に、「あまり十分だと思わない」29.1%、「不十分だと思う」30.8%を合計いたしますと、59.9%と高い割合を示しております。</p>

次に 51 ページをご覧ください。上段の小学校低学年の放課後の過ごし方と家庭類型別のクロスでございます。『ひとり親』『フルタイム共働き家庭』『フルタイム・パートタイム共働き家庭』では、学童保育が最も高くなっております。『専業主婦（夫）の家庭』では自宅が最も高くなっております。また、すべての家庭類型において習い事、ピアノ教室やスポーツクラブ、学習塾などの割合が高くなっております。

次に 58 ページをご覧ください。上段の不定期に一時預かりを利用したいと思うかの有無とお子さんの面倒をみてもらえる人のクロスです。不定期な一時預かりの利用意向についてみますと、『合計』では「利用する必要はない」が 47.3%と最も高くなっております。お子さんの面倒をみてもらえる人別についてみると、『緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる』『いずれもない』では「利用したい」が最も高くなっております。それ以外では「利用する必要はない」が最も高くなっておりますが、一方、「利用したい」と答えた方も 30%前後から 40%弱前後までおられ、こちらも高い割合を示しております。

次に 60 ページをご覧ください。下段の地域子育て支援拠点事業の利用の有無と年齢別のクロスでございます。地域子育て支援拠点事業を利用している方と利用していない方の割合を比較いたしますと、『利用している』と答えている方は、「0歳」から「2歳」が最も高く、『利用していない』という方は「4歳」、「5歳」で高くなっているような傾向が出ております。

次に 72 ページをご覧ください。自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であるかと思うかとブロック別のクロスでございます。ブロック別にみますとやはり『北部』のほうでは自然、社会、文化での体験をしやすいという結果が最も高くなっておりまして、それ以外のブロックでは「体験しやすいと思わない」というものが最も高くなっているような状況でございます。

次に 75 ページをご覧ください。下段の子育てに対する感じ方と気軽に相談できる人のクロスです。気軽に相談できる人別にみますと、『いる／ある』では「楽しいと感じることのほうが多い」が最も高くなっており『いない／ない』では「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が最も高くなっております。

次に 78 ページをご覧ください。上段の子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策と家庭類型別のクロスでございます。家庭類型別にみますと『ひとり親』『フルタイム共働きの家庭』では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も高くなっております。『フルタイム・パートタイム共働き家庭』では「保育サービスの充実」が最も高くなっており、『専業主婦（夫）の家庭』では「地域における子育て支援の充実」が最も高くなっております。また、すべての家庭類型でみますと「保育サービスの充実」というのが若干高い割合を示しております。

また、下段の小学生のほうをみますと、『ひとり親』『フルタイム共働き』の家庭では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も高くなっておりまして、『フルタイム・パートタイム共働き家庭』『専業主婦（夫）』では、「地域

	<p>における子どもの活動の拠点の充実」が最も高くなっております。</p> <p>以上、クロス集計の説明は以上となりますが、84 ページの（2）から 89 ページの（12）までの中高生につきましては、前は男女別の割合を示すグラフは載せておりませんでした。今回は男女別のグラフを追記しております。</p> <p>説明は以上となりますが、報告書の作成につきましては、印刷のスケジュールの関係で、この形で現在製本を進めさせていただいております。納期につきましては今月末を予定しております。納品がありましたら各委員の皆様にも配布させていただきたいと考えております。</p> <p>また、今後もクロス集計の提案等ございましたら、事務局のほうに申し出ていただきましたら集計をいたしまして、資料として皆様にお示しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、近々製本するという事ですので、また上がって来ましたら、それを見ながら順次検討していくことも可能だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次の議案です。二つ目、次世代育成支援に関するニーズ調査結果経年比較報告書について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 東井課長代理</p>	<p>すでにお配りさせていただいております資料 5 をご覧ください。次世代育成支援に関するニーズ調査結果の経年比較の報告書でございますが、今回実施した調査と前回平成 21 年 2 月に実施した就学前児童と小学生の比較結果をまとめましたので、ポイントのみ報告をさせていただきます。</p> <p>まず、5 ページをご覧ください。（5）希望するお子さんの数が現在のお子さんの数より多い方に対して、現在の環境においても、もう 1 人以上子どもを生みたいかの設問に対し、今回「生みたいと思う」と答えた方が 59.8%、前回と比べますと 12.9%増えています。「生みたいと思わない」と答えた方が 40.2%で、前回と比較すると 2.6%増えている状況です。</p> <p>次に 11 ページをご覧ください。（11）母親の就労状況です。こちらは働いているグループと働いていないグループに分けて比較をさせていただきますと、今回の就学前児童の「フルタイムで働いている」方が 21.7%、それから「フルタイムで働いているけど今は休んでいる」という方が 6.6%、「パート・アルバイトなどで働いている」方が 15.1%、「パート・アルバイトなどで働いているが今は休んでいる」の 1.3%、こちら四つを働いているグループでひとくくりいたしまして合計いたしますと 44.7%となります。</p> <p>一方、下の前回調査の就学前児童の「就労している（フルタイム：産休・育休・介護休業中は含まない）」16.3%と「就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）」3.1%と、あと「就労している（パートタイム・アルバイト等）」15.4%を、こちらのほうを働いているグループとしまして合計いたしますと 34.8%となります。前回の調査のこの 34.8%と今回の 44.7%を比較いたしますと、働いてい</p>

る母親が9.9%増えている状況でございます。

一方、今回調査の「以前は働いていたが今は働いていない」44.2%と、「これまで働いたことがない」6.8%、こちらを働いていないグループとして合計いたしますと51%となり、一方、下の前回調査、「以前は就労していたが現在は就労していない」53.8%と「これまでに就労したことがない」9.6%を働いていないグループで合計いたしますと63.4%となり、前回調査63.4%と今回51%を比較いたしますと12.4%働いていない方が減っているような状況でございます。

小学生も同様に働いている方の割合が4.1%増えておりまして、働いていない方が10.1%減っていることから就学前、小学生共に前回調査から母親の働いている割合が高くなっているような状況でございます。

次に12ページをご覧ください。一方、(12)父親の就労状況については、フルタイムで働いている状況を比較させていただきますと、今回調査「フルタイムで働いている」方は88.8%、前回調査では95.6%となっており、前回に比較いたしますとフルタイムで働いている父親が6.8%減っているような状況となっております。

次に23ページをご覧ください。(1)平日に定期的に利用している施設やサービスの有無についてでございますが、今回調査で利用している方が63.7%、前回の調査におきましては利用している方が46.8%となっておりまして、増えているような状況でございます。

次に29ページをご覧ください。(1)学童保育の利用状況についてです。今回調査、利用している方が14.8%、前回調査が7.9%ですので、比較いたしますと、学童保育を利用している家庭が6.9%増えているような状況でございます。

次に36ページをご覧ください。病気の際の対応についてでございますが、(1)この1年間に病気やけがで幼稚園や保育所などを利用できなかった、小学生は学校を休まなければならなかったことの有無についてでございますが、前回調査と比較すると小学生の割合はあまり変わらないのですが、就学前児童をみますと、前回調査で利用できなかったことがあった方が34.5%に対しまして、今回調査では85%となっております。ただ、若干、前回調査の無回答の割合も高かったこともありまして、比較いたしますと50.5%増えております。

次に39ページをご覧ください。子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてでございます。母親の取得状況ですが、今回の「育児休業を取った、今取っている方」29.6%と前回の「母親が利用した」19.5%を比較いたしますと、10.1%増えているような状況です。父親の取得状況ですが、今回2.7%に対しまして、前回0.1%となっておりますので、比較いたしますと2.6%取得している方が増えているような状況です。

次に54ページをご覧ください。54ページから子育て支援サービスの認知度と55ページに子育て支援サービスの利用経験、56ページには子育て支援サービスの利用希望を載せておりますが、いずれも前回調査と比較いたしますと、ほとんどの項目の割合が認知度、利用経験、利用希望共に低くなっているような状況となっております。

	<p>次に 76 ページをご覧ください。(1) ですが、子育てに対する意識について、「楽しいと感じることのほうが多い」を選んだ方に対して、子育てをする中で有効だと感じる支援・対策をお聞きした結果、それと 77 ページのほうには子育てに対する意識について「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることが多い」を選んだ方に対し、子育てのつらさを解消するために必要な支援や対策ということでお聞きした結果ですが、共に前回と比較いたしますと、全体では多少の増減はありますが、今回調査の上から四つ目の回答の項目「地域における子どもの活動拠点の充実」が 76 ページの子育てをする中で有効だと感じる支援・対策では、前は 14.2%の値に対して今回 34.5%と 20.3%増えております。</p> <p>また、77 ページの子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策では、今回調査の上から四つ目の「地域における子どもの活動拠点の充実」につきましては、29.3%となっておりますが、前回、78 ページになりますけれども、比較いたしますと、前は 7.9%ですので 21.4%増えているような状況でございます、どちらも「地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）」という回答が比較的高い伸び率を示しているような状況でございます。以上で説明を終わります。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
木下委員	<p>ニーズ調査の際、対象になる調査される方の年齢構成は条件の中に入っていますか。</p>
事務局 岡次長	<p>入っていないです。</p>
木下委員	<p>入っていないのですね。半端な知識で申し訳ないですけども、第 2 子が欲しいかうんぬんの話があったと思いますけども、厚労省の調査では、平成 6 年に第 2 子が生まれたのは 29.7 歳で、平成 21 年度には第 1 子が生まれたのが 29.7 歳ということで、急速に第 1 子が生まれるお母さんの年齢と第 2 子が生まれるお母さんの年齢が変わってきています。今最初にお父さんになるのは何歳なのか。ちょっと前だったら 20 代前半でお父さんになって当たり前の話だったのが、30 代、40 代になって初めてお父さんになりますという方が非常に多くて、当然その後、働ける環境というのも変わってきて、20 代だったらこの環境で働ける、40 代になったらこの環境で働けないという状況もあるので、年齢の情報もぜひ入れていただきたいなと思いました。以上です。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p>
事務局 岡次長	<p>ありがとうございます。今お示ししています前後の比較は、今運用しています後期計画を策定する際に調査したものですので 5 年前の状況になります。木下委員にご指摘いただいた平成 6 年、平成 21 年より期間が短いので、そこまで明確な差かどうかは分かりません。お子さんの年齢とか、末子の年齢は見ていたのですが、親御さん自身の年齢の把握ができていけませんので、何らかの方法で探りたいと思いますが、このデータではそこまで分からないということをご了承ください。</p>

木下委員	お父さんのポジションも変わってきていると思います。20代前半でのお父さんの仕事上におけるポジションと、30代後半で第1子が生まれたときのお父さんのポジションはまず変わってきていると思うので、そのへんも含めて考えないと、この数字だけだとお父さん、お母さんの実情がこのデータからは見えない。どんな人なのかがこのアンケートから見えないと思っているのが率直な感想です。
事務局 岡次長	今の状況で把握できるとすると、先ほど見ていただいたように、お父さん・お母さんの勤務形態の違いぐらいしか出てこないのではないかと思います。
福田会長	ありがとうございます。木下委員のご指摘のとおり、年齢の問題は必ずかかってきますので、今後の検討課題になってくるのかなと思いますので、よろしくお願いします。
事務局 岡次長	年齢のことを言いますと、もう1人子どもが欲しいかというのが上のほうの質問であります。そこの欲しくないというか、望まないという理由の「その他」の項目に、「もう年齢的にしんどい」という回答がたくさんあります。 先に説明いたしました資料4の6ページのところ、どのような環境を整えれば、もう1人以上子どもを生みたいですかという、一番下にその他の記入内容がありますが、「母親の年齢で無理です」というのが、その他の大半を占める26件ということで、こういうところも考慮しないといけない部分かなと思います。
福田会長	ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。
米田委員	資料5の36ページの「病気の際の対応について」という問いですが、前は28.8%で、今回は85%とすごく上がっているのですが、これはいったいどうしてこんなに上がったのでしょうか。
事務局 岡次長	今回の85%に対応するのは、下のグラフでいう34.5%のほうになるのですが、少し説明でも出ましたように、前回の就学前児童のところでは、ほぼ3分の1ずつ無回答を含めて回答が分かれています。ですので、3分の1の人にお答えをいただいているということなので、ここの率が小さくなってくると、あった、なかったの率ももっと大きくなるのだらうと思います。 ですので、ここで単純に50ポイント増えていますということは、言い切ることはしんどいと思っています。この無回答の方が、設問の意味が分からない、あるいは回答をパスされているという感じが高いですので、ここは単純比較しにくいし、その理由もつかみにくいと思います。 逆に小学生のほうで見ますと63.4%から68.9%あったという方です。ここだとあまり変わっていません。なかったという人も35.1%から30.4%ということで、多少必要性が増えているのではないかなというのは、小学生に関してはそのように理解していいだらうと思いますけれども、就学前児では、このまま使いにくいと思いますので理由も難しいです。
福田会長	ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、経年で見ますと、やはりここ数年では労働状況の急激な変化であるとか、子育てがずっと社会化されてきている状況というのが明確に分かるデータになっていると思いました。現在われわれも次の計画に向けて準備をしているわけですが、これから先の状況をデータを見ながら、読みながら一歩先を行くプラン

	<p>を立てることができればと思った次第です。</p> <p>それでは、三つ目にいきたいと思います。次の議案です。子ども・子育て支援新制度チラシについて、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
<p>事務局 東井課長代理</p>	<p>資料7、A3サイズを二つ折りにしたカラーのチラシです。それとA4サイズの半分ほどのサイズのホッチキス留めのカラーの参考資料2、この二つをお手元に置いて説明を聞いていただきたいと思います。まず、資料7のチラシを説明させていただく前に、参考資料2、小さいリーフレットのほうを説明させていただきます。</p> <p>こちらのリーフレットは、国のほうで子ども・子育て支援新制度を国民の方に周知するために作成されたものでございまして、現在ホームページのほうでアップされております。それをプリントアウトいたしまして、印刷をかけ、皆さんにお配りさせていただいているのですが、この内容につきまして若干説明をさせていただきます。</p> <p>一枚めくっていただきまして2ページをご覧ください。もう何度も皆様にはお話しをさせていただいている内容になるのですが、平成24年8月に子ども・子育て支援法を含む子育て支援関連三法という法律が成立いたしまして、子ども・子育て支援新制度が来年の4月には本格的にスタートする予定となっております。</p> <p>この制度を実施するために消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が当てられることになっております。これまでは年金・医療・介護など、高齢者に対して行われておったのですが、今回初めて子育て支援に使われるということになりました。</p> <p>新制度では大きく四つの取り組みが進められることとなります。その四つが下に書かれていますが、一つ目に認定こども園の普及を図ること。二つ目に、保育の場を増やしながらか待機児童を減らし、子育てしやすい、働きやすい社会にしていくこと、そして、三つ目に、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量を拡充し、質の向上も進めていくということ、そして最後に地域の子育てをしっかりと支援していくこと、この四つの目的で新しい制度がスタートすることになります。</p> <p>一枚めくっていただきまして3ページ、4ページをご覧ください。新制度で増える教育・保育の場というタイトルですが、少し下の黒字のところをご覧ください。これまで小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所の二つが多く利用されてきましたが、この新しい制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及するということとなります。また、新たに少人数の子どもを保育する地域型保育を推進し、待機児童を解消するなどを目的にした保育の場を提供していくこととなります。</p> <p>中央の黄色の囲みのところですが、3歳から5歳の幼稚園、それから右側、青色の囲みの0歳から5歳の保育所、これまでの幼稚園や保育所ですが、その下にオレンジ色、囲みで教育と保育を一体的に行う施設、認定こども園が進められます。認定こども園では、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行っていく施設になります。</p>

認定こども園の三つのポイントがその下に記載されています。認定こども園は、保護者の働いている状況にかかわらず、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けることができます。また、二つ目ですが、保護者が働かなくなったなど就労状況が変わった場合も通い慣れた園を継続して利用することができるので安心できる施設になるということです。最後に、地域の親子を対象とした子育て支援の場をこの認定こども園では用意されるということになります。

右側の紫の囲みですが、原則 19 人以下の少人数の単位で 0 歳から 2 歳の子どもを預かる地域型保育事業となります。新しい制度では、新たに市町村の認可事業となります。この地域型保育には四つのタイプがあります。一つ目は、家庭的な雰囲気のもとで定員 5 人以下の少人数を対象にしたきめ細かな保育を行う家庭的保育、二つ目に、少人数、定員 6 人から 19 人を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う小規模保育、三つ目に、会社の事業所の保育施設など、従業員などの子どもと地域の子どもを保育する事業所内保育、最後に障害・疾患など個別のケアが必要な場合、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行う居宅訪問型保育というものが進められる予定になっております。

次に、5 ページ、6 ページをご覧ください。地域子育て支援の充実というタイトルの下段ですが、新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みとなります。家庭で子育てする保護者も利用できるようなこれまでの「一時預かり」や、身近なところで相談が受けられる「地域子育て支援拠点」など、さまざまな地域の子育て支援を充実していくこととなります。

ここでは五つの子育て支援事業しか記載されておりましたが、このほかにもショートステイとか、ファミリーサポートセンター事業などを含む 13 事業の子育て支援の充実を図っていこうということになっています。

先ほどの 3 ページ、4 ページの教育・保育施設や、5 ページ、6 ページの子育て支援事業は、この間報告しておりますが、これまでの調査結果からニーズ量を把握し、量の見込みを確定しまして、量の見込みに対して確保方策を検討し、次の計画に反映していくこととなります。

次に、7 ページ、8 ページをご覧ください。ここでは新しい制度の利用の流れを示しております。特に教育、保育施設等の利用を希望する保護者の方に、利用のために認定を受けていただくこととなります。新しい制度では、住んでいる市町村による三つの区分の認定に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の利用先が決まっております。

右側の上に三つの認定区分が記載されております。お子さんが満 3 歳以上で教育を希望される場合は 1 号認定の教育標準時間認定となり、利用先は、幼稚園、認定こども園となります。

次に、お子さんが満 3 歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望される場合は 2 号の保育認定となり、利用先は、保育所、認定こども園となります。次に、お子さんが満 3 歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望される場合は、3 号認定となり、利用先は保育所、認定こども園、

地域型保育となります。

その下に具体的な利用の流れを示しております。上段の幼稚園等を利用希望の場合は、青の囲みです。まず利用の流れとしましては、これまでどおり幼稚園に直接利用の申し込みをすることになります。次に幼稚園等から入園の内定を受けまして、3番目に幼稚園等を通じて利用のための認定を申請いたします。この認定のための特別な要件があるわけではございません。四つ目に、幼稚園等を通じて、市から1号認定の認定証が交付されまして、最後、幼稚園等と契約し、幼稚園を利用するという流れになります。

下段のピンクの囲みですが、保育所の利用を希望する場合は、まず、市町村に保育の必要性の認定を申請いたします。次に、市から2号認定、3号認定の認定証が交付されます。そして保育所等の利用希望の申し込みをしていただきまして、申請者の希望、保育所等の状況などによりまして、市のほうが利用調整を行うという流れになります。最後に利用先の決定がありまして、契約というような流れになります。

あと、左の下段に書かれていますが、新制度の保育所、幼稚園、認定こども園、いずれも利用に掛かる保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となっております。この保育料の額は、現行の負担水準、保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限といたしまして、市町村が地域の実際の状況に応じて定めていくこととなります。

また、契約、支払い先は、利用する施設によって異なってまいります。認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育を利用する場合は、利用者は施設・事業者と契約いたしまして、保育料を施設・事業者へ支払うこととなります。また、私立保育所を利用する場合は、利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払うこととなります。

続いて9ページ、10ページです。認定にあたって、保育所などでの保育を希望する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要となり、9ページの3点の項目が考慮されることとなります。

まず一つ目ですが、保育を必要とする事由で、次の10項目のいずれかに該当することが必要となっております。国の制度では、新制度で五つ目の災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあることが保育を必要とする事由に新しく加えられておりますけれども、茨木市では、これまでもこの四つにつきまして実施しておりますので、この保育を必要とする事由で、これまでと何ら変わることはございません。

また、次に二つ目、保育の必要量としてaのフルタイム就労を想定した長時間利用と、パートタイム就労を想定したbの保育短時間利用に区分されることにもなります。さらに三つ目ですが、ひとり親家庭や生活保護世帯、また、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

そして10ページには、保護者の働き方と子育ての状況に合わせて利用できる支援メニューを、例示として掲載されております。また11ページから14ページに

は Q&A ということで、皆さんが疑問に思うようなことを国のほうで答えをまとめておりますので、またご参照いただきたいと思います。

最後のページですが、子ども子育て支援新制度が 27 年春にスタートすることになっておりまして、新制度がスタートする来年 4 月までのスケジュールを簡単に載せております。27 年 4 月にスタート予定となっているということを説明するパンフレットです。

次に資料 7 を見ていただきたいのですが、先程の国のリーフレットに基づき、本市でも子育て中の保護者の方を含めた市民の方に新しい制度を知っていただく必要があると考えており、この 7 月の広報誌と同配で、チラシを作成して全戸配布したいと考えております。

本日、このチラシの内容につきまして皆さんからご意見をいただきまして、またこの内容を修正した上で市民の方に配布していきたいと考えておりますので、ご意見をよろしくお願ひしたいと思っております。

内容は、先ほど説明いたしました国のリーフレットを抜粋したような形で構成しております。お開きいただきまして、先ほどご説明させていただきました左側のほうには教育、保育施設内容であったり、地域子育て支援事業のメニュー、また、右側には制度の利用の流れ、その下には認定にあたっての例示を載せております。また最後裏面ですが、同じように国の Q&A につきまして、それも特に必要だということを抜粋したような形で掲載しております。

それから最後には、来年 4 月からのスタートまでのスケジュールということで、国のイラストをそのまま使っているチラシになります。この内容について、ここは見にくいとか、こういうものがあれば分かりやすいのではないかというようなご意見があれば、いただきたいと思います。

福田会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問をお受けする前に、奥本委員より事前にご意見・ご提案書の提出をいただいておりますので、事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局
平林課長

子育て支援課の平林です。よろしくお願いします。

サポートブックの配布・管理について質問をいただいております。サポートブックについては、本市では保護者の皆さんがお子さんの成長、発達の様子を記録し、保育園や幼稚園に入園、あるいは学校に入学されるときや支援機関等が変わるたびに生じる情報提供について、保護者の皆さんやお子さんの負担を軽減するためのブックの作成を考えております。現在、作成作業や議論を進めているところでございます。今年度中を目途に作成したいと考えております。

次に、あけぼの学園と幼稚園の併用につきまして、「選べるプログラム」についてご意見をいただいておりますが、現状としては難しいと考えております。また、現在、ばら親子教室のほうで幼稚園を利用しておられます方等を対象にした併用教室を実施しております。今後、「選べるプログラム」について研究してまいりたいと考えております。

次に、定型発達のお子さんたちに障害を理解していただくためということで、例えば障害児関係施設と児童館等との併設などというご意見をいただいております。

	<p>す。これについては、現在、すすく教室におきまして、広く市民を対象とした講座を実施しております。それをさらに広げていくなど、今後、定型発達のお子様たちへの障害の理解につきましても検討してまいります。</p> <p>もう1点でございます。連絡会につきましてもご意見をいただいております。第3回の会議のときに奥本委員から、「障害のある子どもの保護者の意見を聞くようなアンケートを」ということをご意見をいただいております。「療育を利用しておられる保護者を対象としましたニーズ調査」の実施を考えております。その結果を踏まえまして、連絡会等の機会を設定させていただいてご意見をお伺いしたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。ここまでで、いかがでしょうか。</p>
奥本委員	<p>検討いただいて、また気が付くところがあったら報告をいただけたらいいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。それでは、リーフレット、チラシについてのご意見・ご質問等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。平田委員、どうぞ。</p>
平田委員	<p>今のパンフレットですが、学童保育の対象が6年生とあります。現在は3年生までですよね。それが来年度から6年生まで広がるということだと思います。そのところの説明をお願いします。</p>
事務局 岡次長	<p>今のご質問について、お答えしたいと思います。制度改正がございまして、対象が小学6年生までということになりました。現時点で学童保育については、学年の取り扱いについて、あり方の検討委員会の中で検討しております。ニーズ調査でも、確かに高い保護者からの希望率にもなっておりますけれども、そういうことも受けまして検討を行っているという状況でございます。現時点では、まだどうするかというのは決まっておりません。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。リーフレットの表現について、これからご検討いただくということをお願いします。引き続きまして、平田委員。</p>
平田委員	<p>地区によって、地域によって必要なところもあれば必要でないところもあると思うのです。現に小学生のいる家庭を見ているのですけれども、だんだんと高学年になればなるほど、親が学童保育を希望しても本人が強硬に嫌という形の場合もあります。親御さんが預かってほしい、という気持ちは私も経験していますから分かります。けれども、子どもさんの声も聞いてほしいと思います。</p> <p>それと学童保育の内容について、午後の、例えば2時間とか3時間になると生活の場になるので、環境整備とか信頼関係など、そういうところも検討していただけないかなと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。どうぞ。</p>
事務局 岡次長	<p>ありがとうございます。今、委員がおっしゃいましたように、例えば、保護者のニーズで測るのも一つの方法です。ただ、4年生から6年生を市のほうが学童保育の対象に含めるとなったときに、利用される子どもさんが本当にそれをどう思っているのかというところは検討しているところです。そういう意見も頂戴したいと思います。</p>

	<p>それから、それに伴って、やはり保育のニーズや質についても今後、検討していきたいと思っております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。学童保育については、今検討中ということですので、ぜひ、このご意見を参考にさせていただければと思います。現在チラシといましようかリーフレットの中身、この形でいくのかどうか。見やすいのかどうかというようなところですね。正直なところ、ご苦労の跡が見えるけれども、もう少し工夫の余地もあるのかなという気もします。そこはご意見をいただければと思います。皆さん、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。宮武さん、どうぞ。</p>
宮武委員	<p>このリーフレットを拝見して、率直に来年からは子どもを預かってもらえるのかなと思えるのですが、その点はどうなのかなということですね。小さいほうのリーフレットの5ページのところで、例えば、「働いていても働いていなくても利用できる」と書いてありますが、9ページに就労を理由とする利用の場合となると、働いていないけれどもここに預けるといことは、やはりできないということですか。</p>
福田会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局 岡次長	<p>あとの部分から先にいきます。小さい冊子のほうですが、就労の有無に関わらずというのは、保育の必要があれば、保育所なり認定こども園なりといった施設でお預かりします。保育の必要がなければ、このような地域子育て支援拠点といったところでお預かりすることもあります。</p> <p>これまでの子育て支援といいますか少子化対策というのは、その部分では保育所、幼稚園という、もつという親の就労支援的なところを大きく取り上げてきたところがあるのですが、そうではなくて、いわゆる在宅で子育てされている方についてもサービスを充実していこうということです。これは現在の次世代の計画でもうたっているところです。そこに加えて財源の投入も含めての国の思いを示しているということになります。</p> <p>1番目のこれを見ると、申し込めば必ず預かってもらえるのかということですが、残念ながら実際茨木市の場合は、この春もまだ待機児童と言われる人がおります。ですので、そのあたり、あまり夢のような話ばかりではできないので、どのような表現がいいのか考えてみたいと思います。</p> <p>この茨木市のチラシは、この小さな冊子の抜粋版みたいなことで作っていますが、一部、茨木市の思いもありますので、今の学童保育のところも一部出たように、6年生までやりますという形には、今言い切れない状況であるといったこともありますので、いったん引き取らせていただいて検討させてください。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。他にはどうですか。古座岩委員、どうぞ。</p>
古座岩委員	<p>事前にいただいて読んだときに、すごくわかりづらいなと思いました。もう少し具体的に、自分の場合だったらどうなのかなというのがたどっていけるようなものであれば分かりやすいと思います。</p> <p>例えば、「私は専業主婦です。でも、子どもを預けたいです。じゃあ、地域に預けますか。家に来てもらいますか。」と選べる。で、「あなたの入れるサービスは</p>

	<p>こうです。」というのがあるとすごく分かりやすく、チェックしてみようとか思うと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。ご検討ください。城谷さん、どうぞ。</p>
城谷委員	<p>3ページの新制度における教育、保育の場ということで、一応これは国レベルの施策ですのでこれはこれとしていいとは思いますが。ただ、増える教育、保育の場ということで認定こども園になったり、幼稚園の延長保育になったりしていつて、実質的に保育の場が増えるということはいいのですけれども、この地域型保育という新しいメニューが出ています。これはあくまでも国レベルでこういうものがありますよということなのか、それとも茨木市自身もこういうことを考えているということなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
事務局 岡次長	<p>四つの地域型保育事業がありまして、小規模保育につきましては、今現在も、いわゆる認可外の保育施設での運営支援という形で、一定の基準を満たしている認可外保育施設については運営補助をしています。</p> <p>この認可外の保育施設については、今年度、26年度ですが、国の制度施行を前倒しして、小規模保育事業という形で今現在、6か所ですが認可外の保育施設については、そちらに移行していくということで話を進めております。</p> <p>ですので、小規模保育については、今後も茨木市として事業を展開していくとご理解いただいてもいいと思います。ただ、家庭的保育事業、あるいは事業所内保育につきましては、特に事業所内保育については、実際の事業所の意向といったことを全く把握できておりませんので、どれほど地域の子どもを預かっていただくために有効なのかということも、まだ十分に検討できていない状況ですので、形としてであると示しているといったことになるとと思います。</p> <p>居宅訪問については、茨木市の、例えば障害のあるお子さんへの訪問であるとか、夜間の保育といったことで、数はそう多くないでしょうが、ニーズとして見ていこうというのですので、それらについてはなんらかの形で実施していくということになります。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。城谷さん、よろしいですか。</p>
城谷委員	<p>小さい子どもたちの待機児童が多いということは私もよく分かるのですが、ただ、新しい施設を増やしていくと、またそれに対する施設整備で、余分な費用が掛かっていきます。そこで、できることならば、保育園に限らず、今の施設の中でうまく預かるような保育施設ができないかというようなものを考えていただいたほうがいいと思います。</p> <p>新たに施設を増やしていくと、この先少子化というか子どもの人数も減ってくる状況の中で、それが飽和状態になってきたときにどうするんだ、ということがあります。今ある施設の中でできるだけ収容していただくような方法を考えていただければありがたいと思います。</p>
事務局 岡次長	<p>3歳未満のお子さんの保育ニーズというのは依然高いものがありますが、この先のことも重要です。そこを、どう受け皿を用意していくかというところを考えていきたいと思います。</p>

	<p>今、待機児童解消方針というのを平成24年、25年と作っています。その中でも単純に保育所を作っていくという方策ではのちのちの子どもの減少に対応できない、子どもが減って施設が必要なくなってくる、ということも分かっていますので、そのあたりの考え方も含めて、どういう解消法があるか、先生のご意見も踏まえて考えさせていただきたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。すみません、だんだん、これからの茨木の保育はどうなるのだというところにグイグイ入っていく感じですが、今検討していただきたいのは、この国が作ったリーフレットがあります。こちらを基に茨木市が作ってくれたこの資料の7がございます。こちらを7月に全戸に配布したいというところであって、これがうまいこと伝わるかなという部分です。多分、今のままではちょっと難しいのではないかとこのところ、どう中身を絞るなり検討するなりというところでご意見をいただきたいなと思います。</p> <p>今、すでにご意見がございますので、まず平田委員に伺って、次、下田平委員に伺いたいと思います。まず、平田委員、どうぞお願いします。</p>
平田委員	<p>すみません、認定こども園のことです。今、城谷先生がおっしゃっていたように、確かに既存のものを利用していただくことを根本的に考えていただきたいのと、利用者の方からいろいろ聞かれるのです。「どこが認定こども園なのか。茨木市のどこにあるの」と聞かれます。だから、幼稚園が認定こども園になられるところもあれば、保育園が認定こども園になるとか、二つのパターンがあると思います。茨木市の幼稚園、保育園で、どこでこども園ができるのかということは、いつ頃分かるのでしょうか。</p>
事務局 岡次長	<p>リーフレットの中には、まだそのあたりは記載できていませんし、確定もできていませんので、あくまで、そういう施設ができてくるという説明に、今回はなります。</p> <p>その件につきましては国主導で、現在の幼稚園、保育園への、各施設の意向調査がありますので、それを見据えて、夏以降、夏前あたりに様子が分かると思っています。ここには、いずれにしても、そういう表記はしないことになっています。</p>
平田委員	<p>昨日会ったお母さんですが、「来年度について、どこにすればいいの。将来が不安です」とおっしゃっていたので、そこのところもはっきりさせていただきたいと思います。もし、こども園を置く場合はどうやるからそういうふうにするとか、保育園に入りたい場合にはどうするのか、ということをはっきりと分かるようにお願いします。</p>
事務局 岡次長	<p>これは、まず前段のお知らせということで、全く利用者側の方に対しての周知ができていない状況ですので、まず、いったんしましよという事で1回流します。もう少し形が決まったら9月の広報誌で紹介をして、そこで利用のあり方、あるいは施設の状況といったこともお示しできるだろうと思っています。取りあえずは、制度の概要と利用の流れを明記したいということで、今、作っております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、下田平委員、お願い</p>

	します。
下田平委員	病児保育がありますが、これは、乳幼児が対象となるものになるのですか。
事務局 岡次長	現在、2か所でやっています病児保育は、小学校3年生までです。
下田平委員	<p>どうしても、病児というと、今もはやっているインフルエンザなんかも、停止期間がとて長くなりますよね。熱が下がっても休む期間が長くなっているとか、あとは学級閉鎖になったときに、本人たちは元気だけれども学校には行けなくなったときに、保護者の方がとても困っておられます。インフルエンザも1回で終わればいいのしょうけれども、きょうだいがあつて、たまたまそれが続けたときにはすごい状態のところがあります。</p> <p>今、小学校でも学級閉鎖も続き、インフルエンザもものすごくはやっていますので、小学生の子どもも預かりますよ、というのがあれば安心できるかなと思います。</p>
福田会長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
事務局 岡次長	それをふまえての表現を考えます。
福田会長	どうでしょうか、チラシに関しては。では、木下さん。
木下委員	<p>はい。国が作っているイラストを使ってとてもかわいらしいですけども、茨木市も同じものを作らなくてもいいのではないかなというのが感想です。要約の要約なのですね。子育て支援制度を要約しているのがこれで、さらにそれを要約しているのがこれなのですよ。</p> <p>平田委員が今おっしゃったように、茨木市はどうかというところが皆さん知りたいのであって、わざわざ要約の要約をお金を使ってやる必要はないんじゃないかというのが、率直な感想です。</p>
福田会長	ありがとうございます。それでは、引き続きまして三角委員、お願いします。
三角委員	市の新制度のQ&Aの最後の部分ですが、幼稚園や保育所への入園手続きは、時期等大幅に変わらない。その上のクエスチョンで、併願もこれから考えられる。認定こども園ができると余計にややこしくなるところで、茨木市は申請をどのように考えられているのでしょうか。
福田会長	いかがでしょうか。
事務局 岡次長	認定こども園のところ、「平成26年秋ごろから認可を始めます」という言い方をしているのですけれども、その施設が、どういう時期に申請を始めるかといいますのは、その後ご審議いただきます利用になる条件であるとか、運営の基準というところの策定も絡んできますので、何月というのは、今、この時点では決めていない状況です。
三角委員	7月に出されたら、すごく質問がでて来ると思います。
事務局 岡次長	その話で、さっきの平田委員のお話で、これを出すことで逆に不安が増えるのであればやめておいたほうがいいとか、先生がおっしゃるように、きちんとし

	<p>たものをしっかり出せばいいのではないかというご意見とか、中途半端なものなら出さなくていいということであれば、9月の広報でしっかりとお示ししてはいかがでしょうか。逆にお聞きします。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。まず平田委員、よろしいですか。</p>
平田委員	<p>他の情報ですが、茨木市は何もまだ決めてないようですが、近辺の市町村は完了しているようです。今言われたように、これがパッと7月に出されると混乱されると思います。だから、もうちょっときちんと中身を煮詰めて出さないと、法人の方も利用者の方も行政の方も大変なことになるのではないかなと私自身思っています。なぜ、今までこの対応をされてなかったのか。ものすごく不思議なのです。ですから、ぜひとも、今後も検討してもらえるとありがたいです。</p>
福田会長	<p>はい。事務局、どうですか。</p>
事務局 岡次長	<p>完全に準備が整っているところがあるとは、私自身は認識しておりません。その点は、どの市も同じ思いだと思います。ある部分については答えが出ているとか、この部分についてはこういうふうな状況だ、ということで進めていくと思います。それを含めて遅れていると言われれば、全くそうではないということはいえない状態ですが、どこでもいろいろな苦勞をしていると思っています。</p> <p>制度につきましても、今ありましたように、いろいろな確定されたものがあるようでないような状況の中で、どう示していくかということでわれわれとしても確定情報を出すというのがいいのだろうとは思ったのですが、いろいろと市民の方からのお問い合わせもあるので、アウトラインだけでもお示したほうがいいのではないかと思います、今回のリーフレットを考えて作った次第です。なぜ今かと言いますと、そういう状況です。</p> <p>ただ、これが茨木市の答えではないので、今後については9月の広報誌であらためてお知らせしますということはこのチラシに明記することで、2段の説明にさせてもらえないかなというようなところですよ。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。続きまして、宮武委員。</p>
宮武委員	<p>今、概要を把握するという目的で配布されるのであれば、そういう趣旨でチラシを作成いただいて、9月の広報誌で、これに関する大切なところを書いたほうが、いいかなとは思いました。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度の利用の流れとか、こういうところだけ逆に詳しく書いていると、概略版という趣旨から離れてしまう気がします。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。委員の方々からの意見をある程度まとめてみますと、このままではちょっと難しいのかなというところだと思います。岡次長がおっしゃいました7月にお知らせを出すか出さないかという意味で言うと、出したほうがいいだろうと思います。</p> <p>国のほうのパンフレットも常に書いているのが、「27年4月スタート予定」とあります。ここらが国も予定というところでありまして、当然、さらに市町村の予定というのは、さらにこの予定の予定で計画を追っていくわけですから、ある程度、利用する側からするとストレスがたまる状況になっております。その予定</p>

	<p>の制度が何なのかというところが分かる部分で、かつ、国が言っているのはこうですよ、ということだけではなくて、茨木市で保育環境を利用するのはどういったものがあるのか。利用の仕方がどう変わるのか、そこに絞ってパンフレットを作ると、一つまとまってくるのかなと思っております。</p> <p>今日、実は、まだまだ残りの議案がございます。これについてはおおかた、この中身をどうこう、一つひとつの字句をどうこうというよりも、方向性として今のような形でこの会議としてはまとめさせていただいて、次の四つ目の案に進めさせていただければと思いますが、委員の皆さん方、よろしいでしょうか。</p>
一同	はい。
福田会長	ありがとうございます。それでは、続きまして最後の議案、たくさんございます各基準について、事務局のほうから四つございますが、説明のほう、よろしく願いいたします。
事務局 戸田参事	<p>そうしましたら、説明をさせていただきます。</p> <p>残りの資料が、資料の1、2、3、6と4種類ございますが、これからご説明する四つの資料につきましては、平成27年度から予定しております新制度に伴って、本市で定めるべき条例の内容となります。順不同になりますが、まず、資料の3をご覧くださいませでしょうか。1枚ものの資料3になります。内容としましては、「児童福祉審議会の担任する事務の追加について」でございます。</p> <p>平成23年に大阪府からの権限移譲によりまして、本市におきまして児童福祉審議会を設置しております。今現在の児童福祉審議会の事務内容ですが、項番2番の黒四角のところにあります。大阪府の福祉行政事務並びに事務処理の特例に関する条例第2条第2項により、児童福祉法第46条4項および第59条第5項による命令に関する事務についての調査審議となっております。詳しくはその下の欄、丸が二つございますが、まず児童福祉法第46条第4項です。児童福祉施設、ここで言います児童福祉施設は、助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童館になりますが、そういった設備の運営が基準に達せず児童福祉に著しく有害であると認められるとき、業務の停止を命ずることをするときには、この審議会の意見を聴くということになっております。</p> <p>次の児童福祉法第59条第5項では、認可外施設について、業務の停止、または施設の閉鎖を命じるときには、児童福祉審議会の意見を聞く、この2項目が、今、本市の条例で定められておるとおりです。</p> <p>今回、新制度の施行に伴いまして児童福祉法が併せて改正になっております。その中で追加される事務が二つございます。それが下の方になりますが同じく、「追加される担任する事務」というところです。改正されます「児童福祉法の第34条の15第4項及び第35条第6項」となっています。詳細につきましては下の○二つになります。</p> <p>子ども・子育て支援新制度によりまして、市町村が認可することになります家庭的保育事業について認可しようとするときは、児童福祉審議会の意見を聴くということと、もう一つ、35条第6項におきましては保育所の設置認可をするときについても、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴くという、この2項目が追</p>

加になっております。従いまして、1番の項になります、茨木市付属機関設置条例別表で定められております児童福祉審議会の事務について追加をするものでございます。

続きまして、資料1、資料2、ならびに資料6です。詳細につきましては、それぞれの担当の方からご説明いたしますが、各条例制定の背景について、まとめて私の方からご説明を申し上げたいと思います。

まず資料の1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」でございます。新しく27年度から予定されています新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を教育・保育施設と呼びますが、教育・保育施設に対する施設型給付といわれるものと、あとは小規模である家庭的保育事業等の給付である地域型保育給付というものができます。

その給付を受けるに当たっては、先ほどリーフレットにもありましたが、今度、子どもさんを第1号、第2号、第3号という認定をしますが、その認定区分ごとに利用定員を定めた上で、その給付の対象になる確認を市町村が行うこととなります。その給付の対象であるという確認をする際の基準が、この資料1ということになります。

続きまして、資料2「家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準」をご覧ください。新しい制度で新規に、今まで認可外でありました利用定員19人以下の施設について本市の方で認可することになっていきます。そこにも記載がありますし、先ほどもご説明申し上げましたが、4種類あります。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4類型について、新たに市町村の認可事業となりましたので、その認可の基準を定めるものでございます。これが資料2の方になります。

最後に資料6です。「放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準」です。児童福祉法が改正になりまして市町村が放課後児童健全育成事業、いわゆる本市で言っています学童保育の部分です。その設備運営については条例で基準を定めることとなっています。

現在、茨木市において学童保育の運営に関しては、要綱ならびに放課後児童クラブのガイドラインに沿って実施していますが、児童福祉法の改正に伴いまして条例化するという内容となっております。

背景については以上です。引き続き担当の方から詳細についてご説明申し上げます。

事務局
吉田課長代理

保育幼稚園課の吉田です。よろしく申し上げます。資料の方に修正がございましたので、この場で確認をさせていただきたいと思います。まず資料1の次のページで、A3の用紙の中段の方に「利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」という項目があります。④の最後の表現です。「選考を行わなければならない」で止まっているのですけれども、「ならない」ということになっております。こちらの方をまず1点訂正をお願いします。

それから右の方に移っていただきまして、③の「②については」というところで最後「選考を行わなければならない」「い」が抜けております。そちらの方の修

正も方をお願いしたいと思います。

それと合わせまして2ページ目の裏面左でございます。「利用者負担額等の受領」④のちょうど中ほどです。「行事参加費」と、本来は記していなければならないところを「行事参費」ということになっておりますので、こちらの方も「行事参加費」ということで修正をお願いします。同じく右の方の「特定地域型保育事業」についても「行事参費」ということになっておりますので、「行事参加費」ということで修正をお願いしたいと思います。

それから最後ですが、一つ上の方に戻っていただきまして「特定教育・保育施設等との連携」というところで②の最後の表現です。「確保しなければ」で止まっているのですが「ならない」といった表現を加えていただきと思います。以上、よろしく申し上げます。

それでは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」および「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について説明します。全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、早ければ27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

その中で、保育所・幼稚園・認定こども園や小規模保育施設などの設備および運営に関する基準につきまして国が定めた「従うべき基準」または「参酌する基準」の区分に従い、地方自治体ごとに条例で定めることとなっております。

まず、「特定教育・保育施設とは」というところです。もう、皆さんはご存知かもしれませんが、幼稚園・保育所・認定こども園を指し、特定地域型保育事業につきましては資料にお示しいたしております、先ほど事務局の方から説明がありましたように、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問事業・事業所内保育事業に区分されます。

そこで、今回の条例の趣旨を簡単に申し上げますと、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」につきましては、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受ける施設または事業者として適切な運営を行っているかどうかを確認するためのものがございます。

また、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」につきましては、家庭的保育事業等の認可基準を定めるものがございます。

なお、先ほど申し上げました「従うべき基準」は、これは必ず適合しなければならない基準でございます。なお、法令の「従うべき基準」に従わなければならない内容でございます。なお、法令の「従うべき基準」とは異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものではございます。

次に「参酌すべき基準」です。法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した結果でございましたら、地域の実情に応じて異なる内容を定める条例では許容されるものです。

現在、国におきまして当該基準が種々検討されていますが、本市の対応としては、今後、6月議会もしくは9月議会で条例を提出する予定でございます。なお、

施設や事業所が新制度における公費の給付対象である特定教育・保育施設または特定地域型保育事業として位置付けられるためには、児童福祉法を根拠とする施設・事業の認可と、子ども子育て支援法による確認の両方を受けることが必要となっておりまゝ。

ちなみに認可とは、人員の配置や面積など、いろいろ施設・事業に必要な基準を満たしているかどうかを判断することとごまゝ。確認とは、会計処理や情報公開などの基準を満たし給付対象施設・事業者として適格かどうかを判断することとごまゝ。

それでは、国が検討している「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」につままして、資料1の1ページから4ページにかけて主だった内容を順に説明いたしまゝ。よろしくお願ひしまゝ。

まず最初に、「利用定員に関する基準」につまましては、特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所は、その利用定員の数は20人以上とされておまゝ。右隣に移って、特定地域型保育事業の利用定員は、まず家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型およびB型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人となっておりまゝ。

続つままして中ほどの欄の「利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」につつまましては、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではいけないとされておまゝ。なお、この場合の正当な理由としまましては、定員に空きがない場合、定員を上回る利用申し込みがある場合、そのほか特別な事情があった場合などが挙げられます。教育標準時間認定1号認定を受けた子どもの場合には1抽選、2先着順、3設置者の教育・保育理念等による選考、その他公正な方法で選考しなければならぬとされておまゝ。

それから、保育認定2号、3号認定を受けた子どもの場合には、保育の必要性、家族の状況を勘案し、必要性が高いと認められた子どもが優先的に利用できるよう選考するものとされておまゝ。

続つままして次のページの右の欄の「特定教育・保育施設等との連携」につつまましては、地域型保育事業を行う事業者に対し保育内容に関する支援や卒園後の受け皿の観点から、連携して、その設定を求めるとともに連携内容等を円滑にするよう努めることを求めることとされておまゝ。

なお、保育内容の支援としては、連携施設から給食の外部搬入を行う場合、および合同で嘱託医の健診を受ける場合や、卒園後の受け皿として連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等の提出をしなければならぬとされておまゝ。

その下です。「利用者の負担額等の受領」につつまましては、施設事業者は法に定める利用者負担受領をすることを求め、その上で、それ以外に質の向上を図る上で特に必要と認められる対価につつままして上乗せ徴収をすることができるとされておまゝ。

続つままして、一つ飛ばして「特定教育・保育の取扱方針」につつまましては、幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園につ

	<p>きましては幼稚園教育要領、保育所また地域型保育事業につきましては保育指針に基づき子どもの心身の状況を踏まえた上で、適切に保育・教育を提供しなければならないとされております。</p> <p>時間の関係もございまして、4ページの「事故発生の防止及び発生時の対応」ということで上から2番目の項目です。事故発生または再発防止のため、次の措置を講じなければならないとされています。一つには事故発生時の対応、事故発生防止のための指針を整備。二つ目には事故発生時の報告、改善策を職員に周知徹底する体制の整備。三つ目は事故発生防止のための委員会および職員研修の定期実施。</p> <p>なお、事故発生時は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況、その処置について記録しなければならないとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととされております。</p> <p>続きまして、家庭的保育事業等の資料2の方です。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」でございます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>すみません。事務局にお願いしたいのですが、「従うべき基準」につきましては、ほぼ国のいうとおりですね。それは、われわれが検討する余地がほとんどないということですので、ここは割愛していただいた方がいいと思います。資料の中で、茨木市の方で手を入れている部分があれば、そこに絞ってご説明の方よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 吉田課長代理</p>	<p>先ほど会長からご指摘がありましたので、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」は、ほぼ「従うべき基準」になっております。特に「参酌する基準」で、健康診断については、施設ごとに利用開始時、定期・臨時を含めまして年2回行うこととされております。</p> <p>続きまして、設備面の「設備基準」につきましては保育施設について特化して説明させていただきます。家庭的保育事業は保育を行う専用居室を、小規模保育・事業所内保育事業につきまして0-1歳児は乳児室または保育室を、2歳児以上につきましては保育室または遊戯室を備える必要があります。面積につきましては、表の保育室等の項目の欄をそれぞれご覧ください。</p> <p>「参酌すべき基準」というところで、今、市がこの国の基準から変えようと思うところですが、特に職員の配置につきまして、一番下の項目になります。特に小規模保育施設のA型です。今現在、国が指定しているところは1・2歳が6対1になっております。現在、市において国の基準を上回る5対1の配置をしている現状でございます。そこで小規模保育施設の職員の配置につきましても一定、5対1を検討する必要があるのが現状です。</p> <p>いずれにいたしましても、条例の制定については、原則、国の基準を基に作成いたしますが、市の独自の基準を設定するかどうかにつきましては、今後、この会議等で検討していくことになってまいりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で説明の方を終わります。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございました。以上で「従うべき基準」についてご説明いただきま</p>

	<p>した。これについてご意見をいただきたいところだったのですが、まず、事前に奥本委員からご意見・ご提案等をいただいておりますので、それにつきまして事務局の方から説明をお願いいたします。</p> <p>資料6の説明がまだですね。それを先にやってもらったらいいですかね。お願いします。</p>
<p>事務局 島本次長</p>	<p>資料6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)の「条例制定の背景」・「従うべき基準と参酌すべき基準とは…」については、説明を省略したいと思います。</p> <p>会長の方から従うべきところは省いてということですので、職員のところなどは、本市の方は従うべき基準になっておりますので、割愛します。</p> <p>参酌すべき基準の方は多くなっております。資料6の基準(案)のところで、地域の実情に応じて、このような内容等のどこが容認されるようになるのかというところになりますが、学童保育の運営において必要な「設備の基準」は児童1人につきまして専用面積を1.65㎡以上、また「開所時間」については学校の休業日は、1日につき8時間以上、休業日以外は1日に3時間以上、活動日数は、1年につき250日以上と具体的な内容が示されています。</p> <p>さらには、学校側の適正な運営を確保して質の向上を図るための基準として、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「衛生管理等」、「備える帳簿」、「秘密保持等」、「苦情処理等」、「保護者との連絡」、「関係機関との連携」、「事故発生時の対応」が示されています。</p> <p>また、特に子どもが安全で健やかに過ごすためには、子どもへの暴力、不公平な取り扱いがないように、児童の権利擁護や学童保育運営における職員の倫理に関する規定も充実することが重要であることから「職員の一般的要件」を、また、「児童を平等に取り扱う原則」のあり方というのは重要である、ということがございます。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。時間の都合もありますので、手短かにありがとうございます。それでは先ほども申し上げましたように、奥本委員より事前に提出がありましたので、説明の方よろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局 中井課長</p>	<p>「小学校等との連携」というところで、現在の関係機関との連携状況ということでもあります。</p> <p>まず、幼稚園につきましては、「幼稚園幼児指導要録」、保育所につきましては「保育所・園児童保育要録」を作成しまして、その写しを進学先の小学校に提供しているというような状況になっています。</p> <p>また、配慮を必要とするお子さまについては、幼稚園・保育所ともに個別の支援計画を作成し、保護者の承諾のもと、小学校に引継ぎをするという状況になっております。</p> <p>それから、他機関との連携状況ということなんです。配慮を要する児童については、保健医療課であるとか、学校教育推進課、あけぼの学園、医療機関も含めまして、保護者の承諾の下、これまでの状況などの資料を提出することになっております。</p>

	<p>それから、今後の小学校への取り組みにつきましては、教育委員会の方におきまして「茨木っ子ジャンプアッププラン28」という取り組みの一つとして、保幼小中連携の取り組みを各中学校ブロックごとにおいて推進していくという計画を持っております。その計画に基づきまして連携の充実に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>それから、「勤務体制の確保等」というところで、研修のことについてご質問をいただいております。幼稚園につきましては市が主催している教員研修会を、平成25年度におきましては20回実施しております。その内容といたしましては、個別の事業計画の運用方法、表現あそびの指導、発達障害について、絵画指導の取り組みなどの研修を行っております。</p> <p>これに加えまして、大阪府の教育委員会が実施する研修で、10年経験者研修や新規採用の教員研修などが、それぞれ10回程度、開催されております。</p> <p>保育所につきましては、市が主催しているものとしまして人権保育研修、障害児保育研修、保育所の所内研修ということで実施をしています。人権保育研修・障害児保育研修につきましては公私立の保育所園で参加を募りまして実施している状況です。</p> <p>それから参加率については算出していないのですが、平成25年度の参加人数につきましては、幼稚園については、12～94人というような状況になっております。また、保育所については、20～98人となっております。</p> <p>研修の対象者を絞って実施するものもございまして、このような形になっている状況でございます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。奥本委員、いかがでしょうか。はい。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今、ご説明いただきました四つの資料につきましてご意見をいただきたいと思っております。まず初めに資料3「児童福祉審議会の担任する事務の追加について」につきまして、法改正によりましてこうなるのだというところがございますので、なかなか意見もしにくいところでもあります。委員の皆さんでよろしいでしょうか。これだけをやっていただく、ということです。</p> <p>引き続きまして、資料1、2、6と残っておりまして、まず一つ目、資料の1でございます。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)について」について、まずは、ご意見をいただければと思います。委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。はい。平田委員、どうぞ。</p>
<p>平田委員</p>	<p>これは施設の方ですが、基本基準が大分緩和されて園庭がなくても保育園を設置できるようになりました。それは結構ですが、私は大池地区ですが、平日に公園で、保育園児たちがあちこちから出てくるから在宅の子どもたちが遊びにくいとか、雨が降ったときにはイオンに入り込んでいるとかいう話を聞きます。</p> <p>2歳以上の子どもが入っている園は少し考えていただきたいのです。2歳以上の幼児に関しては、やはり多少の園庭は必要ではないかと思っております。運動不足だストレスがたまって肥満の子どもさんになってしまうのではと思っております。それから、私も見学に3回くらい行ったのですが、驚きました。芋の子を洗うよ</p>

	<p>うな感じでした。</p> <p>そんな感じでしたので、子どもが、はいはいもどうしているのかと思うほどでした。先生たちのお膝にいたり、うろちょろうろちょろとはしていましたが、もう少し考えてほしいと思います。</p> <p>茨木市独自で、保育園のサイズをもう少し考えてほしいと、子どもを見ていてすごく感じています。</p> <p>在宅家庭もお天気のいいときには公園で遊びたいけれど、集団でバーッと来たからつどいの広場に逃げてきたとかということで、そういうところで、全体を見てまんべんなく近所の子どもたちが利用できるような工夫をしていただきたいと思いました。</p>
福田会長	はい。ありがとうございます。
事務局 中井課長	はい。保育所がお子さんを連れて公園で遊ばれて、在宅の子どもが遊べないというようなご意見をいただきましたのは初めてです。公園というのは公共施設でございますが、実際に公園を活用して活動されている保育所もございます。ただ、そこでは在宅のお子さんもいらっしゃいますので、そのような実態があるのかどうか確認をいたしまして、もし、あるようであれば、どういう状況なのか、もう少し調べたいと思います。
福田会長	<p>はい。よろしくお願ひいたします。ほかは、いかがでしょうか。この基準につきましては細かいことを書いておりますので、素人ではなかなか見にくいところでもありますけれども、具体的に事業を展開されている方々から見て、このへんは言っておかないと、というところがあれば、ぜひ、お願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。</p> <p>よろしければ、引き続きまして「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)について」資料2についてご意見いただければと思います。はい。古座岩委員、お願ひします。</p>
古座岩委員	保育園、幼稚園でも考えていると思いますが、健康診断については内科健診だけでなく、発達に関することとか、あとは両親に関するところがきちんと相談できる医療機関との連携があるのかなと思います。
福田会長	ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
事務局 中井課長	発達相談等につきましては、茨木市では保育幼稚園課の心理判定員が対応しております。それ以上に家庭の相談であるとか、アレルギーの相談が必要ではないかというご意見だと思いますので、一定どのような方法が可能か検討していきたいと思います。
福田会長	ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい。木下委員お願ひします。
木下委員	分からないので、教えてください。家庭的保育に関する基準で、お子さんの健康・安全面が非常に重要視されることなのではないかというご質問があったと思いますが、これは医療機関や茨木市の医師会とかとの話し合いなどは進んでいるのでしょうか。具体的に医療機関との連携という部分については、もう活動を始

	<p>めていらっしゃるのですか。</p> <p>実際に診断をしたりとか、子どもの保育、または専門家の意見が十分必要にはなってくるかと思いますが、それは茨木市の医師会は知らない、という話ではありますよね。</p> <p>家庭的保育という部分で言えば、その交渉の能力であるとか、ネゴシエーションとか連携の取り方というのは非常に難しく、置き去りにされてしまうような感じがするのですが、このへんはいかがでしょうか。</p>
事務局 中井課長	<p>家庭的保育事業の連携の嘱託医等ということだと思います。まだ、実際に家庭的保育事業の実施意向の希望を伺っておりませんので、そういう医師会との直接の話は行ってないという状況です。</p> <p>ただ、これまでの認可外運営支援事業の6カ所に対して、小規模保育施設としての運営支援を行っており、その中では、「嘱託医を必ず付けてください」ということをお願いをしています。</p> <p>今後も、小規模保育事業を実施するにあたりましては、必ず嘱託医との連携を求めていきたい、と思っています。</p>
木下委員	<p>茨木市の病児保育の受け入れ施設が2か所しかないという実情があって、正直、大丈夫なのかというのがあります。茨木市に数ある病院で、なぜ2か所しか受け入れられないのか。施設を手当てできれば受け入れてくれるところがあるのかとか、そのへんのところのやり取りはされていらっしゃるのかということです。「二つしかありません。いや、二つしか受け入れてくれないのです。」では話は前に進まないかなと思いました。</p>
事務局 中井課長	<p>前回の次世代育成支援行動計画の中でも3カ所を目指して取り組むということで、現在2カ所です。今回、新制度に当たりまして、ニーズ調査もしておりますので、その結果も含めまして医師会と調整していきたいと思っています。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、資料6「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)について」です。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 島本次長	<p>会長、すみません。先ほどの説明の中で補足がありました。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局 島本次長	<p>1ページ目の一番下にあります。項目で言いますと、職員のところになります。「従うべき」の下にある「参酌」という規定があります。④として「1つの支援の単位の児童数は、おおむね40人以下とする」というところになります。この40人以下というところについては、本市としても遵守していきたいとは考えておりますが、現状として今、40人を超えて受け入れをしております学童保育室もありますので、こういった現状を踏まえた上で、この人数等については何人が適正なのかというところについて議論を進めているところであります。</p> <p>いずれにしても部屋を分けて保育運営ということになりますと、新たな場所の確保が必要になってきますので、この点については、学校にも協力をいただきながら進めていくところですので、課題だと思っています。</p>

<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございます。補足をいただきました。よろしいでしょうか。資料6について特になければ、時間も押しておるところでありますので、本日は以上ということで閉会したいと思います。</p> <p>毎度のことで、なかなか時間のコントロールができなくて申し訳ございません。最後になりますが、次回の会議について事務局から説明等をよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 東井課長代理</p>	<p>次回の会議は、6月の下旬に予定をしております。本日、皆様のお手元に第6回茨木市こども育成支援会議日程調整回答書を配布させていただいております。スケジュール確認をして○・×を記入いただき、本日の会議終了後もしくは5月2日来週の金曜日までにFAX、またはメールでお返事をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、会議の案件ですが、今回、お示しする予定でありました「量の見込み」につきましては、前回会議で説明させていただいた一時保育事業や学童保育などの実績とかけ離れた数字について特定ができておりません。現在、他市の状況もお聞きしながら検討して作業を進めています。次回の会議で確保方策とあわせて、ご審議いただく予定をしております。</p> <p>また、公立幼稚園と学童保育の今後のあり方と本日お示ししました各基準につきまして、市の考え方をまとめて7月にパブリックコメントを実施する予定です。その前段に、この会議でパブリックコメントの内容をお示しし、ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>あとは、各団体とのヒアリングも5月から順次予定をしておりますので、ヒアリングを終えた団体の報告も、次回の会議で報告させていただいてご意見をいただきたいと考えております。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございます。本日の案件は以上です。</p> <p>ただ、今回、議案を見ると3に「その他」とございます。できれば次回は、この「その他」の部分で、全体を通しまして本筋とはずれた部分で、子ども・子育てのことでいろいろと委員さんにご意見をお持ちだと思います。ぜひ「その他」の時間を残す形で、次回の2時間を終えるということを目標にさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして、今回は終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。</p> <p>次回もよろしくお願いいたします。</p>